

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	大阪市 ひとり親家庭自立支援給付金事業 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ひとり親家庭自立支援給付金事業事務・システムで取扱う特定個人情報ファイルが、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認しました。

本評価書に追いて、生活保護事務・システムで取扱う個人のプライバシー等の権利利益が保護されていることを宣言します。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大阪市長

公表日

平成30年11月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する事務
②事務の概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦からのひとり親家庭自立支援給付金申請に基づき、申請内容の審査を行ったうえで、給付金を決定する。
③システムの名称	統合基盤システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
ひとり親家庭自立支援給付金事業関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一第45の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表第一の主務省令」という。）第36条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】①番号法別表第二 第65の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「番号法別表第二の主務省令」という。）第36条 【情報提供】①番号法別表第二 第26、30、及び87の項 ②番号法別表第二の主務省令第19条第1項ヲ 第44条第1項ヲ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
②所属長の役職名	こども青少年局長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話: 06-6208-8034 ファックス: 06-6202-6963

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

